

令和6年 No.19

○国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

点検評価の実施・責任体制及び大学機関別認証評価に係る内部質保障体制を明確にするため、
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年3月27日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：点検評価の実施・責任体制及び大学機関別認証評価に係る内部質保障体制を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 [省略]</p> <p><u>第2章 実施・責任体制</u> <u>(統括責任者)</u> 第2条 <u>自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価（以下「点検評価」という。）に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。</u> 2 <u>統括責任者は、学長をもって充てる。</u> <u>(点検評価責任者)</u> 第3条 <u>点検評価の責任者として、点検評価責任者を置く。</u> 2 <u>点検評価責任者は、理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）をもって充てる。</u> <u>(大学での実施体制)</u> 第4条 <u>大学において点検評価に必要な業務は、役員会の求めに応じて、全学戦略・広報本部（以下「本部」という。）が行う。</u> <u>(附属学校での実施体制)</u> 第5条 <u>附属学校において自己点検評価を実施する業務は、役員会の求めに応じて、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）が行う。</u></p> <p>第3章 大学での実施</p> <p>第1節 自己点検評価 (自己点検評価の実施) 第6条 [省略]</p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 [省略]</p> <p>第2章 大学での実施 第1節 <u>実施体制</u> <u>(実施体制)</u> 第2条 <u>自己点検評価及び教職課程評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、戦略評価推進本部（以下「推進本部」という。）が行う。</u> 第2節 自己点検評価 (自己点検評価の実施) 第3条 [省略]</p>

(1)・(2) 〔省略〕

(大学における諸活動等の点検評価)

第7条 大学における諸活動等の点検評価に係る実施対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中期目標・中期計画の進捗状況

(2) 教育の内部質保証に係るデータ

(3) アニュアルレポートに係るデータ

(4) 委員会等活動報告書

(5) その他、学長が指示する事項

2 前項第1号及び第3号から第5号までの点検評価は、本部が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続の詳細その他必要な事項を定め、実施する。

3 第1項第2号に係る点検評価の実施方法等は、学長が別に定める。

4 大学における諸活動等の点検評価を行う責任者は、所定の期日までに自己点検結果を全学戦略・広報本部長に提出する。

5 本部は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。

6～8 〔省略〕

第8条～第11条 〔省略〕

第2節 認証評価及び法人評価

第12条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、本部が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 本部は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

第13条～第14条 〔省略〕

第3節 教職課程評価

第15条 本部は、カリキュラム改革推進本部の協力を得て、本学の教職課程についての自己点検評価を実施する。

2 前項の教職課程評価の実施については、評価結果の公表及び活用を含め、本部が別に定める。

第4節 改善措置等

(改善措置)

第16条 本部は、自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価の評価に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うこと

(1)・(2) 〔省略〕

(大学における諸活動等の点検評価)

第4条 大学における諸活動等の点検評価は、推進本部が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続の詳細その他必要な事項を定め、実施する。

2 大学における諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。

3 推進本部は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。

4～6 〔省略〕

第5条～第8条 〔省略〕

第3節 認証評価及び法人評価

第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、推進本部が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 推進本部は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

第10条～第11条 〔省略〕

第4節 教職課程評価

第12条 推進本部は、教員養成カリキュラム改革推進本部の協力を得て、本学の教職課程についての自己点検評価を実施する。

2 前項の教職課程評価の実施については、評価結果の公表及び活用を含め、推進本部が別に定める。

第5節 改善措置等

(改善措置の提言)

第13条 推進本部は、自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価の評価に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行

ができる。

2 学長は、前項の提言を踏まえて改善策を決定し、本部を通じて該当する部局等に改善を指示するものとする。

3 本部は、前項の改善策について、その進捗状況を点検評価し、学長に報告しなければならない。

第17条 〔省略〕

第18条 自己点検評価の実施にかかわる全学戦略・広報本部員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

第19条 自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価に当たり収集した資料及びデータは、本部が適切な方法で管理する。

2 〔省略〕

第4章 附属学校での実施

第1節 自己点検評価

第20条 〔省略〕

(附属学校における諸活動等の点検評価)

第21条 〔省略〕

2 各附属学校を代表する者は、附属学校における諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、附属学校運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第22条～第25条 〔省略〕

第2節 改善措置等

第26条～第29条 〔省略〕

第5章 補則

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

うことができる。

第14条 〔省略〕

第15条 自己点検評価の実施にかかわる戦略評価推進本部員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

第16条 自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価に当たり収集した資料及びデータは、推進本部が適切な方法で管理する。

2 〔省略〕

第3章 附属学校での実施

第1節 実施体制

(実施体制)

第17条 自己点検評価を実施する業務は、役員会の求めに応じて、附属学校運営会議 (以下「運営会議」という。)が行う。

第2節 自己点検評価

第18条 〔省略〕

(附属学校における諸活動等の点検評価)

第19条 〔省略〕

2 各附属学校を代表する者は、附属学校における諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。

第20条～第23条 〔省略〕

第3節 改善措置等

第24条～第27条 〔省略〕

第4章 補則

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

第31条 この規程に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

〔省略〕